

都市公園指定管理者評価委員会の進め方（案）

1. 目的（評価委員会によるモニタリングの目的）

（諮問事項 大阪府附属機関条例 第二条）

公の施設の指定管理者の業務の実施状況等に関する評価について調査審議
（概要）

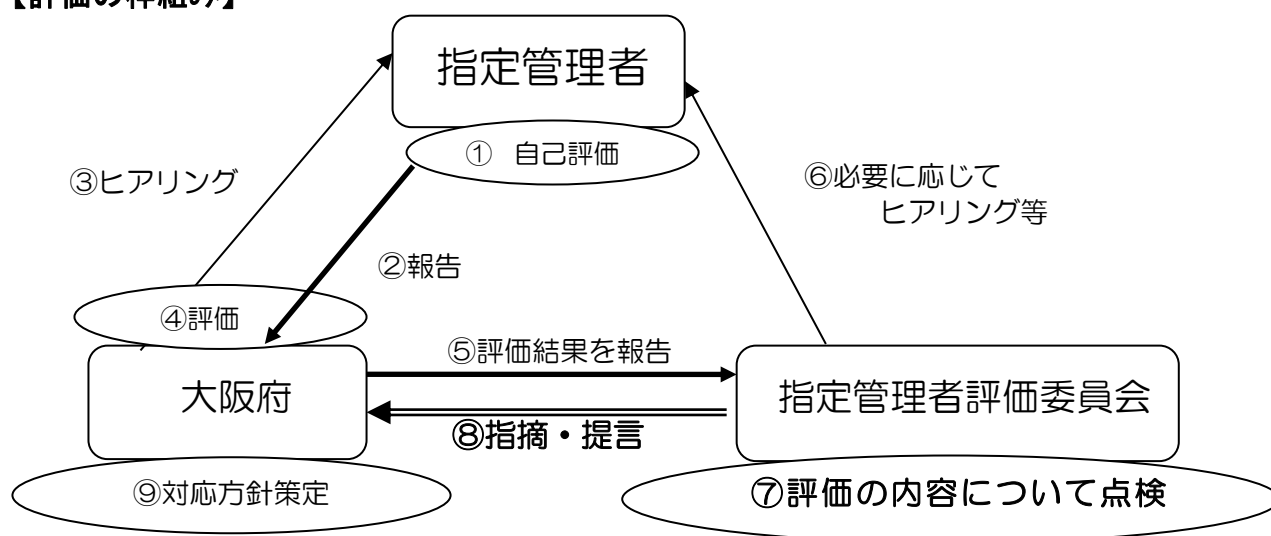
平成 18 年度より、指定管理者による公の施設の運営を実施し、府が支払う委託料が大きく減ることとなったが、委託料低下に伴い品質が低下することは、府民サービスの観点からも、指定管理者制度の趣旨に鑑みても望ましくない。

そこで、多くの府民が利用する施設を中心に外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施している。

モニタリングは、指定管理者業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることでさらに府民サービスの向上につなげていくためのものである。

評価委員会は、指定管理者の自己評価、府の評価、利用者満足度調査の結果等について府から報告を受け、評価の内容について点検を行い、府に指摘・提言を行う。府は、評価委員会からの指摘・提言を踏まえ、指定管理者の業務改善等に取り組む。

【評価の枠組み】



● 評価の流れ

- ① 指定管理者が自己評価
- ② 指定管理者が府*へ自己評価結果を報告
- ③ 府*が指定管理者へヒアリング
- ④ 府*が指定管理者を評価
- ⑤ 府*が指定管理者に対して行った評価結果（利用者満足度調査の結果を含む）を評価委員会へ報告
- ⑥ 必要に応じ、評価委員会が指定管理者に対してヒアリング等を実施
- ⑦ 評価委員会が府の評価の内容について点検を実施
- ⑧ 評価委員会が府に対して指摘・提言

2. モニタリング(評価・点検)の方法について

- ◆令和4年4月から令和5年3月までの指定管理業務を対象として、評価・点検を行う。
- ◆評価は、指定管理業務評価票(以下「評価票」)の評価項目に沿って、指定管理者は自己評価し、府は施設所管課としての評価を行う。
- ◆評価票に示す評価項目及び評価基準の詳細については、指定管理者評価委員会の意見を踏まえて、府が策定する。令和4年度の指定管理業務 評価票(案)は、別添 資料2のとおり。

1) 指定管理者の自己評価

- ・各評価項目に対する自己評価を「S」、「A」、「B」、「C」の四段階で記入する。
- ・自己評価は、当該年度の事業実施計画書の達成度及び府営公園管理要領、各公園管理マニュアルに示す管理水準に照らして判断する。
- ・どのような指定管理業務を行ったか【実績】と、これに対する【自己評価】、特にPRしたい項目などについて簡潔に記入する。また、必要に応じて、自己評価理由が分かる資料を添付する。
- ・評価の目安
 - 「S」優良：提案以上、又は、管理水準を大きく上回る取組を実施。
 - 「A」良好：当該年度の実施計画書に示した事項を全て実施。また、管理水準を満足する。
 - 「B」ほぼ良好：当該年度の実施計画書に示した事項が一部実施出来ていない。あるいは、管理品質等に一部課題がある。
 - 「C」要改善：当該年度の実施計画書に示した事項が実施できていない。あるいは、管理品質等に重大な課題若しくは多くの課題がある。

2) 府(施設所管課)の評価

◆各項目毎の評価

- ・各評価項目に対する評価を「S」、「A」、「B」、「C」の四段階で記入する。
- ・評価は、当該年度の事業実施計画書の達成度及び府営公園管理要領、各公園管理マニュアルに示す管理水準に照らして判断する。
- ・指定管理者の自己評価及び土木事務所が行う履行確認結果等をもとに、施設所管課としての評価を記入する。また、必要に応じて、評価理由が分かる資料を添付する。
- ・評価の目安
 - 「S」優良：提案以上、又は、管理水準を大きく上回る取組を実施。
指定管理開始2年目からは、前年度S評価の項目は、今年度の取組状況を踏まえ、継続の難易度や、前年度よりも更に創意工夫されているかなどの観点から、「S」評価の継続可否を判断する。
 - 「A」良好：当該年度の実施計画書に示した事項を全て実施。また、管理水準を満足する。
 - 「B」ほぼ良好：当該年度の実施計画書に示した事項が一部実施出来ていない。あるいは、管理品質等に一部課題がある。
 - 「C」要改善：当該年度の実施計画書に示した事項が実施できていない。あるいは、管理品質等に重大な課題若しくは多くの課題がある。

◆年度評価

- ・年度評価を「S」、「A」、「B」、「C」の四段階で行う。
 - 「S」：項目毎の評価のうちSが5割以上で、B、Cがない
 - 「A」：項目毎の評価のうちBが2割未満で、Cがない
 - 「B」：S・A・C以外
 - 「C」：項目毎の評価のうちCが2割以上。又はCが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

3) 評価委員会による点検及び指摘・提言

- ・指定管理者の自己評価、府の施設所管課評価、利用者満足度調査の結果等について府から報告を受け、評価の内容について点検を行い、指定管理者の業務の改善点等について、府に指摘・提言を行う。
(評価票の評価項目毎に指摘・提言)

3. その他

1) 指定期間における総合評価等について

- ・施設所管課は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。
- ・施設所管課は、指定期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。
- ・総合評価及び最終評価は、次の4段階とする。
 - 「Ⅰ」： 評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない
 - 「Ⅱ」： 評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない
 - 「Ⅲ」： Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外
 - 「Ⅳ」： 評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

(参考)総合評価が最低評価(Ⅳ)となった場合の措置について

総合評価の結果、最低評価(Ⅳ)となった場合は、最低評価を受けた当該管理者(複数の法人等で構成されたグループの場合はその構成員であった全ての法人等)が、次回(令和8年度以降)の府営公園の指定管理者の選定公募に申請した際に、減点措置(「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点に対して10%の減点措置)を講じる。なお、異なる法人等と新たなグループを構成した場合においても、当該新グループに同様の減点措置を適用する。

- ・なお、以下の公園は指定期間の最終年度に該当するが、総合評価及び最終評価の適用以前に行われた公募公園であることから、今回、最終評価の公表は行わない。

* 服部緑地、山田池公園、寝屋川公園、久宝寺緑地、石川河川公園、住吉公園、浜寺公園、大泉緑地、二色の浜公園、蜻蛉池公園、りんくう公園、せんなん里海公園

2) アンケートの実施

- ・評価業務の参考とするため、「サービスの向上を図るための具体的手法・効果」及び「施設の維持管理の内容」に関する項目について、府民満足度調査(参考資料6)を行う。
- ・利用者アンケートの結果は、評価委員会に報告し、評価内容の点検チェックの参考としてもらう。

3) 財務諸表を用いた評価について

- ・契約期間中に指定管理者の経営状況が悪化し、指定管理業務の継続に影響を与えないように法人等の経営状況を確認する。
- ・提出書類は、指定管理者の構成団体全社分の「財務諸表要約」(参考資料7)及び財務諸表(本体)並びに施設所管課が作成するチェックリスト(参考資料8)とする。
- ・提出時期は、指定管理者の決算報告が完了次第、速やかに提出することとする。

4) 評価結果の活用について

- ・評価結果を踏まえ、必要に応じて、府は施設所管課として改善のための指示(口頭による注意含む。)を指定管理者に対して行う。
- ・評価委員会の指摘・提言を踏まえ、府は施設所管課として業務改善のための対応方針等 別添 資料3 を策定し、次年度以降の事業計画等(指定管理者が作成する事業計画)に反映させ、管理運営の改善を図るよう、指定管理者に対して指導していく。
- ・「評価票」及び「対応方針」については、公園課において、ホームページにて公表する。

5) 表彰対象とすべき優良な取組について

- ・評価委員会は、土木事務所が推薦する指定管理者の優良な取組について、表彰対象とすべき取組であるかについて意見を述べる。
- ・府は、評価委員会の意見を踏まえ、大阪府営公園指定管理優良業務表彰要領(参考資料10)に基づき、表彰対象とする優良な取組を決定する。